

対象となる女性の皆さん

もう受けましたか？乳がん検診

10月は乳がん月間
乳がん検診受付中！

乳がんは日本人女性の15人に1人がかかるといわれていますが、早期に発見すれば治る確率の高いがんです。早期発見のために、2年に一度は検診を受けましょう。まだ受診していない方は、ぜひ受診してください。

市の乳がん検診は、12月26日(金)まで行っています。検診期間内であっても定員があります。希望する方は早めに受診してください。

申込み 電話または直接保健センター
☎ 555-1111 (内) 627

集団乳がん検診を行います

今年度、乳がん検診無料クーポン券が送付されている方を対象に、日曜日に集団検診を行います。

今年度未受診で対象となる方は、この機会にぜひ申し込んでください。

日時 12月14日(日)午前9時〜正午
(予定)

会場 保健センター

対象 次のすべてに該当する方

①今年度、乳がん検診無料クーポン券が送付されていて、検診日時時点で、羽村市民である方

②今年度、乳がん検診を未受診の方
平成26年度乳がん検診無料クーポン券対象者

次の①または②に該当する方

①昭和48年4月2日〜昭和49年4月1日生まれの方

②次の生年月日に該当し、過去に無料クーポン券を使用して乳がん検診を受診したことのない方

○昭和43年4月2日〜昭和47年4月1日生まれの方

○昭和38年4月2日〜昭和42年4月1日生まれの方

○昭和33年4月2日〜昭和37年4月1日生まれの方

○昭和28年4月2日〜昭和32年4月1日生まれの方

※過去に、豊胸手術やペースメーカー埋め込み手術を受けた方は受診できません。注意してください。

定員 95人(申込多数の場合は抽選)

内容 問診・視触診・マンモグラフィ (乳房X線撮影)

申込み 10月2日(木)〜11月14日(金)(当日消印有効)に、次のいずれかの方法で申し込んでください。

①直接、保健センター窓口で申込み

②必要事項をはぎに記入の上、保健センターへ郵送

■申込はがき記入方法

<表面>	<裏面>
〒 205-0003 羽村市緑ヶ丘 5-5-2 羽村市保健センター 乳がん検診担当 行	■住所 ■氏名(フリガナ) ■生年月日 ■電話番号

問合せ 1111 (内) 627
保健センター ☎ 555-1111



リサちゃんといくるちゃんの
これもやってね！
＜ボランティア袋って知ってる？の巻＞

そうよ。これを使えば清掃で出たごみは無料で出すことができるよ。市役所から市役所連絡所でもらえるよ。



お姉ちゃん、公園や道路の清掃ボランティア活動専用のごみ袋があるんだよね？

軽自動車税・法人市民税が変わります

問合せ 課税課市民税係内 162

平成26年度の地方税法などの一部改正に伴い、軽自動車税の税率・法人市民税法人税割の税率が次のとおり変更となります。

軽自動車税の税率改正

税制改正により、平成27年度から、原動機付自転車（原付）や125cc以上のバイクなどの車両の税額が引き上げられます（表Ⅰ）。

■ バイクなどの軽自動車税額（年額）（表Ⅰ）

区 分		現行税率	新税率	重課税率
		平成 26 年度まで	平成 27 年度から	—
原 付	50 cc以下	1,000 円	2,000 円	適用なし
	50 cc超 90 cc以下	1,200 円	2,000 円	
	90 cc超 125 cc以下	1,600 円	2,400 円	
	ミニカー	2,500 円	3,700 円	
軽二輪（125 cc超 250 cc以下）		2,400 円	3,600 円	
専ら雪上を走行するもの		2,400 円	3,600 円	
小型二輪（250 cc超）		4,000 円	6,000 円	
小型特殊	農耕作業用	1,600 円	2,400 円	適用なし
	その他（フォークリフトなど）	4,700 円	5,900 円	

■ 軽四輪などの軽自動車税額（年額）（表Ⅱ）

車種区分		税 率		
		①現行税率 平成 27 年 3 月 31 日までに新規登録した車両	②新税率 平成 27 年 4 月 1 日以降に新規登録した車両 ※中古車として取得した車両を含む	③重課税率 新規登録後 13 年が経過した車両 ※中古車を含む
三 輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
四輪貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

（※1）…初めて車両番号の指定を受けた日は、自動車検査証（車検証）の初度検査年月となります。

（※2）…重課税率とは、環境に配慮する観点から、新規登録から 13 年経過した車両に対し、14 年目以降に適用されるものです。新税率に対して 20% 加算となっています。

また、軽四輪などの車両は、平成27年4月1日以後に新規登録する車両（初めて車両番号の指定を受ける車両（※1））から新税率（表Ⅱ②）が適用されます。平成27年3月31日までに新規登録した車両は、登録

後13年までは、現行税率（表Ⅱ①）が適用されます。新規登録をした月から13年経過した車両（電気自動車などは除く）は、平成28年度以降、「重課税率（表Ⅱ③）（※2）」が適用されます。

法人市民税の法人税割税率改正

税制改正により、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から、法人市民税の法人税割の税率が引き下げられます。

また、今回の改正に伴い、予定申告についても一部変更となり、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告については、法人税割額は前年度の法人税割額の12分の4.7（通常は12分の6）となります。

■ 法人市民税の法人税割税率

	現行税率	新税率
平成 26 年 9 月 30 日までに開始した事業年度の法人税割の税率	14.7%	適用なし
	12.3%	適用なし
平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の法人税割の税率	14.7%	12.1%
	12.3%	9.7%